

阿賀野市告示第130号

阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月28日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（平成28年4月1日付け雇児発0401第31号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づくこどもの生活・学習支援事業として、次の各号に掲げる受験料を支払ったひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者に対して予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 大学等受験料（こどもが大学等を受験する場合の受験料をいう。以下同じ。）
- (2) 模擬試験受験料（こどもが進学のために模擬試験を受験する場合の受験料をいう。以下同じ。）

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育者家庭の養育者 父母のないこどもを養育している者をいう。
- (2) 大学等 大学、短期大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年時）をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下、「交付対象者」という。）は、申請（第6条に規定する申請をいう。以下同じ。）の日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) ひとり親家庭の親又は養育者家庭の養育者
- (3) 申請する月の属する年度（4月から5月末までに申請する場合にあっては、前年度）分の所得が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の支給を受けられる所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

(助成金の種類等)

第4条 助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大学等受験料助成金
- (2) 模擬試験受験料助成金

2 助成金は、交付対象者が現に養育しているこどもが大学等又は模擬試験を受験した場合に交付するものとし、こどもの年齢は、申請の日において20歳未満とする。

3 模擬試験受験料助成金は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

- (1) こどもが大学等を受験する年度に模擬試験を受験した場合
- (2) 中学校3年生が模擬試験を受験した場合
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 大学等受験料助成金 支払った大学等受験料の合計額(その額がこども1人当たり53,000円を超えるときは、53,000円)
- (2) 模擬試験受験料助成金 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 前条第3項第1号に該当する場合 支払った模擬試験受験料の合計額(その額がこども1人あたり8,000円を超えるときは、8,000円)
 - イ 前条第3項第2号に該当する場合 支払った模擬試験受験料の合計額(その額がこども1人あたり6,000円を超えるときは、6,000円)

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、こどもが大学等又は模擬試験を受験した後、当該受験をした年度の3月31日までに、阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及びその養育している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 次に掲げるいずれかの書類
 - ア 児童扶養手当証書の写し

イ 申請者の前年（１月から５月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する７０歳以上の同生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る。）がある者にあつては、１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（第２号様式）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

（３） 大学等受験料又は模擬試験受験料の支払いを証する書類

（４） その他市長が必要と認める書類

３ 申請は、こども１人につき、１年度に１回限りとする。

（交付決定）

第７条 市長は、申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付決定通知書（第３号様式）又は阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金不交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付方法）

第８条 助成金は、申請者が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

（交付決定の取消し）

第９条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支払いを受けた者があるときは、当該交付決定を取り消し、阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付決定取消通知書（第５号様式）により、当該支払いを受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第１０条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定を取り消された者に対して、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和７年４月２８日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金交付申請書

阿賀野市長 宛て

下記の同意事項に同意の上、次のとおり、阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金の交付を申請します。

		申請日		年	月	日
ふりがな		生年月日				
申請者氏名			年	月	日	
		電 話	—	—		
住 所	〒 —					
ふりがな		生年月日				
児 童 氏 名			年	月	日	
		年 齢	満	歳 (高校 ・ 中学	年生)	
申請する 助成金の種類 (該当項目に ☑してください)	☐ 大学等受験料助成金【こども1人当たり 上限53,000円】 (大学等 : 大学、短期大学、専修学校、高等専門学校 (4 年 時)) ☐ 模擬試験受験料助成金【こども1人当たり 上限8,000円】 (こどもが大学等を受験する年度に受ける模擬試験受験料の助成金) ☐ 模擬試験受験料助成金【こども1人当たり 上限6,000円】 (中学校3年生が進学のために受験する模擬試験受験料の助成金)					
交付申請額	☐ 大学等受験料 円 ☐ 模擬試験受験料 円 (合 計 額) 円					
振 込 先	金 融 機 関 名	支店 本店				
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号			
	名 義 (カ タ カ ナ)					
同 意 事 項	この申請に基づく審査を行うため、阿賀野市が関係する公簿 (住民基本台帳、課税台帳等) を確認することに同意します。					
備 考						

添付書類 : 大学等受験料又は模擬試験受験料の支払いを証する書類

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

阿賀野市長 宛て

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

1	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名		住 所			
	個人番号		(別居の場合)			
2	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名		住 所			
	個人番号		(別居の場合)			
3	フリガナ		続 柄		生年月日	年 月 日
	氏 名		住 所			
	個人番号		(別居の場合)			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金の交付を受けようとする者に、前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該助成金の交付を受けようとする者との続柄等を記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から5月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長

印

阿賀野市ひとり親家庭子ども学習支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿賀野市ひとり親家庭子ども学習支援助成金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付対象者氏名

2 交付決定額 円

3 振込予定日 年 月 日

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった阿賀野市ひとり親家庭こども学習支援助成金の交付について、審査の結果、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理由

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

阿賀野市長 印

阿賀野市ひとり親家庭子ども学習支援助成金交付決定取消通知書

次の理由により、阿賀野市ひとり親家庭子ども学習支援助成金の交付決定を取り消すこととしたので通知します。

理由